第203国会を振り返って

9月16日に新内閣をスタートさせた菅総理は、41日たった10月26日にようやく第203臨時国会を召集。しかし、会期は12月5日までのわずか41日間という短い国会になりました。

新しい総理が就任後に初めて行う「所信表明演説」は、国家運営の基本方針や重要課題などに関する考え方を自ら国会で披露する場で、極めて重要なものです（これとは別に、総理が通常国会冒頭に行う演説を「施政方針演説」と言います）。ところが、菅総理はこれをすぐに行わなかったばかりか、新型コロナウィルス感染拡大の「第三波」が日本列島を覆う最中に、われわれ野党の会期延長要求を無視して無理やり国会を閉じてしまいました。

▲11月25日衆院予算委より

予算委員会での官僚メモの「棒読み答弁」や、質問者の問いかけにも全く応じない「紋切型の答弁」などを見る限り、菅総理には国民への説明責任を果たそうという意識は薄いと断ぜざるを得ません。「菅さんは総理の器ではないのではないか」。私が地元を回っている間も、幾度となくこうした声が聞こえてきました。

成立した主な法律など（議員立法を含む）

◆改正東京オリパラ特措法
五輪の日程に合わせて祝日を移動

◆改正被災者再建支援法
支援金を中規模半壊世帯に拡大。最大100万円

◆改正郵便法
手紙やはがきなど普通郵便の土曜配達を休止

◆改正予防接種法
新型コロナウィルスのワクチン接種費用を国が全額負担し、無料で実施

◆改正種苗法
海外流出を防ぐため新品種の種や苗の持ち出し規制を強化。ただし、農家が収穫物から苗を採って次の作付けに使う「自家増殖」について開発者の許諾が必要になるため、許諾料が高額になったり、手続きが煩雑になる懸念が強い（反対）

◆民法特例法（議員立法）
第三者からの卵子提供で子供が生まれた場合に出産した女性を「母親」とする

◆改正スポーツ振興投票法
スポーツ振興くじ（TOTO）にバスケットボールを追加

◆日英経済連携協定（EPA）
英国のEU離脱の影響を受けた日英間の優遇関税の期限切れを回避

第203回国会 立憲民主党
引き続き審議を求める提出法案

1. 休業支援金拡充法案
2. ひとり親世帯給付金年内支給法案
3. 同一価値労働同一賃金法案
4. 新型インフル特措法改正案
5. 入管法改正案

※いずれも立国社共で提出

ところで、よく「野党は反対ばかり」と言われますが、今国会でも閣法（内閣提出法案）の9割に賛成しました。反対は前国会から継続審議となった種苗法改正案のみで、これも侃々諤々の議論の末の結論です。また法律への様々な懸念に応えるために、農家負担への配慮などを求める10項目の付帯決議を付けさせました。

こうした対応の一方で、立憲民主党として引き続き議員立法や様々な政策提言を行いました。例えば、ご覧の5つの法案は野党共同提出（維新を除く）の新型コロナ関連の議員立法です。このうち特に重要なのが④「新型インフル（新型コロナ）特措法改正案」で、私もこの夏まで内閣部会長として法案のとりまとめに汗をかきました。

この法案のポイントは

1. **感染拡大時の都道府県知事の権限と連携強化**
2. **休業要請と給付のセット**
3. **緊急事態宣言下での立ち入り検査の実施**
4. **医療・検査体制の明確化等**

です。

私が部会長だった際にも議論となっていた、休業・時短要請に応じない飲食店など事業者への罰則の導入は、今回は見合わせました。あくまで、私権制限にかかわる部分は慎重にすべきと意見が党内で大勢を占めたためです。

この新型インフル特措法の改正案は、次期通常国会冒頭に提出される予定の内閣提出法案と共に審議される見通しとなっていて、罰則を導入するか否かが最大のポイントとなります。

感染拡大防止のための法改正
新型インフル特措法、感染症法、入管法改正

背景 現行の特措法は新型コロナウイルスを対象に加えただけで、国や地方の権限が曖昧。対症療法的な施策が続き、実効性が不十分。

目的 特措法・感染症法の抜本改正、入管法改正により、国と地方が連携して、国民の命と暮らしを守る！

Ⅰ 地方の役割拡充、国の支援強化（緊急事態宣言の発出要請、国会報の給付金支給）
1 知事による緊急事態宣言発出等の要請、基本的対処方針の変更等の要請
2 地方行動計画における連携強化
3 国による物資生産・輸入の要請
4 宣言下の知事による立入検査
5 都道府県による給付金の支給
①宣言下での要請・指示に応じた者への給付金を国が全額負担
②それ以外は一部負担、地方起債

Ⅱ 医療・検査体制の強化（検査体制整備、軽症患者・無症状者への滞在要請）
1 宣言前の臨時医療施設の開設
2 軽症者等の施設・自宅への滞在要請
3 行政検査以外の検査体制の整備
4 医療等の施設・従事者への国の財政支援

Ⅲ 海外からの感染防止（上陸拒否事由の追加）
1 特定の感染症流行地域からの入国など、ウイルスを侵入させるおそれのある人の入国を拒否する法的根拠を明確化

新型コロナ感染拡大と立憲民主党の緊急対策

新型コロナウィルスの世界での感染者は累計8391万人で、死者182万人。とりわけ米国の感染者は2000万人に達しました。

一方、国内では感染者の累計は24万人を超え、亡くなられた方は3572人。重傷者も7000人超となっています。（いずれも1月2日時点での数字）

ご覧の上のグラフは1日の新規感染者数、下のグラフは重傷者数の推移ですが、感染拡大に少し遅れて重傷者が増える様子がよく分かります。

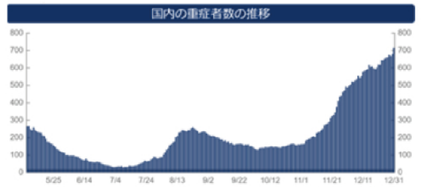

このため、感染者数の増加がこのまま続けば、東京など大都市を中心に一部地域で「医療崩壊」が現実のものとなりかねません。

こうしたことから立憲民主党では、「国民の命と暮らし、経済を守るための政策転換を！」を合言葉に、感染防止と事業の両方を支援する緊急対策をとりまとめました。具体的には積極的に検査を行うことと、疲弊する医療機関や医療従事者を経済的に支援すること。また、困っている人への援助や、事業と雇用を途切れさせないための様々な給付金の拡充や助成措置の延長などを提案しています。

これらの要求は、新型コロナの政府・与野党連絡会議や、国会審議、省庁ヒアリングなどあらゆる機会を通じて引き続き訴えていきます。

立憲民主党コロナ緊急対策 国民の命と暮らし、経済を守るための政策転換を！

感染防止を最優先に！
- 積極検査と早期対応！
  - ①エッセンシャルワーカーへ公費で定期的に検査実施
  - ②感染拡大地域のGoToキャンペーンを一時停止
  - ※停止時は、国の責任で経済的支援
- 医療機関を支援！
  - ①昨年からの減収分に経済的支援
  - ②緊急包括支援金を早く届ける
- 都道府県の役割拡充！
  - ①都道府県知事が緊急事態宣言発出を要請できる
  - ②希望する方が安く早く検査を受けられる体制整備
  - ③軽症患者・無症状患者に施設・自宅待機要請ができる
- 立憲民主党の新型インフルエンザ特措法改正案

生活と事業の支援を！
- 生活支援！
  - ①住居確保給付金の延長
  - ②ひとり親世帯への再給付・大学授業料半額
  - ③失業手当の支給割合引き上げ・日数延長
- 公共交通を支援！
  - ○固定資産税、航空機燃料税、着陸料を減免
- 事業・雇用支援！
  - ①自粛要請・感染拡大防止に協力した場合の経済的支援
  - ②持続化給付金、家賃支援給付金の拡充・延長
  - ③雇用調整助成金、休業支援金・給付金の拡充・延長
  - ④資本性資金の供給

2020年11月20日　立憲民主党政務調査会作成

相次ぐ「政治とカネ」の問題

菅新政権を直撃したのは新型コロナ問題だけではありません。

私も去年の臨時国会、通常国会と追及してきた「**安倍総理主催・桜を見る会**」の問題。

刑事告発を受けた東京地検特捜部の捜査で、前日の都内有名ホテルでの「前夜祭」で安倍氏サイドが多額の費用補填をしていたことが分かり、秘書が罰金刑を受けました。「前夜祭への費用補填の事実はなく」「領収書や明細書もない」などと繰り返してきた安倍総理の国会答弁が、「真っ赤なウソ」だった事が分かったのです。「秘書がやったことで自分は知らなかった」などという抗弁は全く通用しません。

また、河井元法相夫妻による巨額の選挙買収事件の捜査の過程で浮かんだ、鶏卵生産大手「アキタフーズ」による**鶏卵汚職事件**。議員辞職した吉川貴盛氏や、西川公也氏など農水大臣経験者らが、在職中を含む期間に数百万円を超える多額の現金を受け取っていた疑いが強まっており、東京地検特捜部が詰めの捜査を急いでいます。

さらに、**「日本学術会議・任命拒否問題」**については、菅総理は今に至るも6人の学者の委員任命を拒否した理由を明らかにしていません。政府への異論反論を排除し、見せしめにするようなやり方は、菅総理の強権的な政治手法を象徴するものとも言えます。

新型コロナ問題の深刻化に、今述べたような菅総理の政治姿勢や数々の不祥事も相まって、**内閣支持率**は発足当初から30ポイント前後も**急落**しました。中には不支持が支持を上回る調査も出始めています。このため、菅総理の解散戦略も手足を縛られつつあると見ていいでしょう。

東日本大震災復興特別委員長就任

2016年の初当選以来、私はメディア出身議員として憲法が保障する「言論報道の自由」を守る立場から、電波行政や地方自治などを扱う**総務委員会**。また、国会論戦の花形とも言える**予算委員会**。そして、内閣の重要政策に関する事項や男女共同参画、警察行政など広範囲に扱う**内閣委員会**の野党筆頭理事として主に活動して来ました。

ところが、先の臨時国会前に大幅な担当替えがあり、参院執行部の指示で**東日本大震災復興特別委員会の委員長**を拝命することになりました。「震災復興特」と呼ばれるこの委員会は、2011年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策の樹立を目的として、11年6月から衆議院と参議院に置かれている特別委員会です。なお、委員の数は40人と予算委員会に次ぐ規模です。なお、当選1回の議員が委員長職に就くのは珍しく、改めて身の引き締まる思いです。

▲11月30日の委員会より

▲委員長就任記念撮影

臨時国会での委員会は4回開かれました。

10月26日
初委員会で委員長就任。午後の開会式に出席後、天皇陛下をお見送りし、院内にて記念撮影

10月30日
平沢勝栄担当大臣より所信的あいさつの聴取

12月2日
大臣所信に対する4時間の質疑。震災10年目に向けて被災者の再建支援や生業の再生、福島新エネ社会構想、原発事故処理水の問題、復興事業の総括など幅広いテーマでの質疑応答

12月4日
事実上の閉会日。閉会中審査など手続きのための委員会

今年の3月11日は震災発生からちょうど10年という節目迎えます。委員長就任後に2度東北3県の被災地を視察しましたが、ハードの復興は進んだものの、依然課題は多く、また福島の原発事故被災地はいまだに時が止まったかのようです。

こうした被災地の今に寄り添い、全ての被災者と被災地のために微力を尽くす所存です。

国政報告

所属委員会
- **東日本大震災復興特別委員会（委員長）**
- **内閣委員会（委員）**
- **憲法審査会（委員）**

［党の役職など］
・合流新党発足後も、旧立憲民主党時代に引き続き**機関紙局長**として党の政策や活動を対外的に広報する役目を担っている他、**副幹事長**や、**内閣部会副会長**、**デジタルPT役員**、**憲法調査会幹事**、**災害対策局副局長**など様々な役職を担っています。
・早期の激甚災害の指定と地方自治体に対する必要な予算措置など様々な課題に関して安倍総理や担当閣僚に質問しました。

［国会質問］
通常国会閉会後も新型コロナ問題や、学術会議の任命拒否問題などで閉会中審査が行われました。また、参議院では慣例として特別委員会の委員長は、別の委員会でなら質疑ができるため、所属の内閣委員会で質問に立ちました。以下、簡潔にご報告します。

7月16日　予算委員会（閉会中審査・テレビ入り）
東大先端研の児玉龍彦名誉教授を参考人としてお招きし、新型コロナ感染拡大についての認識を伺いました。この中で児玉先生は「新宿がエピセンター（感染集積地）化しつつある。国が総力を挙げて制圧しないと目も当てられないことになる」と、時折声を震わせながら強い危機感を表明。ところが、担当の西村大臣は曖昧な答弁を繰り返し、責任回避の姿勢が目立ちました。大変な反響を呼んだこの委員会質疑後、一旦は下火になった感染が、秋口から再び急拡大しました。児玉先生の証言は、現下の状況をまさに予言していたかのようです。

10月8日　内閣委員会（閉会中審査）
この日の委員会で取り上げたのが、学術会議の任命拒否問題です。
1983年の法改正当時は、中曽根総理以下の答弁者が「任命は形式的なものに過ぎない」と何度も答弁していますし、それを裏付ける公文書も残されています。にもかかわらず、2年前にこっそりと解釈変更をしていた…。
そうであるなら法改正を提起するか、国会できっちりと説明すべきで、「内閣府は国会を無視するのか」と厳しく指摘しました。

11月17日　内閣委員会
まず新型コロナ感染拡大で、第三波の到来に関する政府の認識の甘さと、GoToの見直しや検査体制について質問。さらに、学術会議問題と東京オリパラ開催を巡るIOCバッハ会長来日について。また、平井IT担当大臣の中国IT企業との関係についても質しました。

11月17日　内閣委員会
新型コロナ感染拡大の「第三波」がいよいよ深刻さを増す中での質疑。政府分科会の尾身会長と西村大臣に以下の点を質問しました。
①全国一斉のGoTo停止は遅すぎた
②今後の感染拡大の見通しと必要な対策
③総理のステーキ会食と、西村大臣の擁護発言は国民への謝ったメッセージ
④「勝負の3週間」に敗北した事を認めて抜本的な対策を立てるべき
⑤GoTo再開の具体的条件
などです。
これらの質問に対する西村大臣からの明確な回答はなし。またGoTo再開は「ステージ2」が目安としましたが、ともかくこの政権は経済にウエートを置きすぎて、国民の命と健康を最優先する姿からはほど遠い。
首都圏限定での緊急事態宣言再発令の可能性が取りざたされていますが、今は検査と相談体制の抜本的拡充や、医療関係や事業者への支援と給付が何より必要です。
羽田雄一郎議員の悲劇を二度と繰り返してはなりません！